

## 5 - (1)

### 視覚障害のある生徒の交流及び共同学習の事例（特別支援学級）

～教職員の共通理解と協力体制による合理的配慮～

#### <本事例報告の概要>

本事例は、中学校弱視特別支援学級在籍の生徒が各教科の学習のほとんどを通常の学級での交流及び共同学習として学んでいるケースである。その支援のために特別支援学級の担当者ばかりではなく、その時間に指導を行っていない通常の学級の担当教師を入り込みによる支援担当者として割り当て、支援が行われている。

本事例では視覚障害のある生徒に対する指導に際して、定期考査等の実施に関わる合理的配慮を含めて情報・コミュニケーションの配慮や学習内容の変更・調整等、様々な合理的配慮を全教科共通の事項と教科ごとに整理してまとめている。

今後は、より一層特別支援学校（視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校）との連携を図りながら自立活動の指導を充実させ、それを交流及び共同学習において適切に活用できるようにすることが課題である。

#### 1. 対象生徒について

##### (1) 対象生徒の実態

眼疾患は網膜色素変性症で視力は右が 0.02、左も 0.02 である。十分な光量がないと見えにくく、視野障害もある。文字や図形等の近くのものを見るための視覚補助具として拡大読書器（教科書等をカメラを通して拡大し、モニターに映し出す機器。倍率を変えたり、モノクロ化や背景と文字を白黒反転して映し出すことも可能。）を用いている。また、家庭では PDF ファイル等の文書や画像をコンピュータで拡大表示して読んでいる。



写真1 通常の学級における学習の様子

網膜色素変性症は進行性の眼疾患であることから、将来的には点字による学習や文字情報の処理が必要となることが予想される。現状でも小学校入学当時と比べて徐々に視力低下が進行しており、単眼鏡（遠方の像を拡大して見るためにレンズを組み合わせた視覚補助具。）を用いても黒板の文字等を十分に認識することが困難な状況になっている。このことから、通常の学級で交流及び共同学習を行う際は板書事項等の読み上げ等の個別の支援が必要である。学力は学年でも上位を維持しており、高等学校への進学を希望している。

##### (2) 対象生徒の学習状況

対象生徒は中学校3年の男子で弱視特別支援学級に在籍している。美術は、対象生徒が他の生徒と同様の学習内容を行うことが困難な学習内容が多いため、特別支援学級におい

て個別に指導を受けているが、他の教科については通常の学級での交流及び共同学習により他の生徒と同様の学習を行っている。

## 2. 対象生徒の中学校における基礎的環境整備の状況

### (1) 特別支援学級の状況と学習支援員の配置【※基礎(6)】

対象生徒が在籍しているA中学校には弱視、知的障害、自閉症・情緒障害の3つの特別支援学級が設置されており、対象生徒には弱視特別支援学級担任1名が専任で指導にあっている。

また、当該中学校が所在するB市では、市内の10校の中学校に13名の学習支援員が配置されている。その中でA中学校には1名の学習支援員が配置されているが、対象生徒の学習支援には特に関わっていない。

### (2) 弱視特別支援学級担任による理解啓発活動【※基礎(1)(7)】

対象生徒の交流及び共同学習における合理的配慮を行うにあたり、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び育つ理念を共有することが前提となる。そこで、弱視特別支援学級担任が在校生徒及び教職員に対する理解啓発を行った。

在校生徒に対しては特別支援学級について、①特別支援学級の役割、②誰にでも得手・不得手があること、成長には個人差があること、③一生懸命に頑張っているが上手くいかずに困ってしまうことがあること、④生活上困ってしまう場合に備えて点字ブロックや低床バスなどが工夫されていること等を年度初めの学年集会で説明している。

教職員に対しては①視力検査は5mの位置で測定すること、②0.01の視力の見え方、③中心視野5度の見え方についてシミュレーションで示した資料を教職員全員に配布して対象生徒の見え方について共通理解が図られた。

### (3) 特別支援学校(視覚障害)による継続的な支援【※基礎(1)(7)】

対象生徒は乳幼児の頃よりC特別支援学校(視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校であり(以下、「視覚特別支援学校」という)の教育相談を受けており、小学校への入学等を含めて継続的に支援を受けてきている。

A中学校への入学に際しても、施設設備や指導方法等に関して具体的に助言が行われている。進行性の眼疾患であることもふまえて、本生徒への心理面でのケアも含めて定期的な支援は現在でも続いている。

## 3. 対象生徒への合理的配慮の実践

### (1) 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮【※合理(1)-1-1】

対象生徒が通常の学級において学習を行っていくにあたっては、視力が比較的良好であった小学校在学中は近くを見るためのルーペや遠くを見るための単眼鏡の活用法等について上述したC視覚特別支援学校の地域支援として継続的な指導が行われてきた。A中学校へ入学後は、疾患の進行により視力が低下したことでルーペの活用が困難となり、より高倍率に拡大できる拡大読書器を活用することとし、その使用技術についてC視覚特別支援学校の指導を受けていた。現在では操作にも慣れ、自由に使いこなすことが可能となっている。

また、心理面での対応としては、弱視特別支援学級担任の行き届いた配慮により、他の

特別支援学級在籍の生徒や交流学級の生徒たちと積極的に関わる機会が設けられ、活発な交流が行われている。さらに、C視覚特別支援学校との交流及び共同学習を通じて、視覚障害のある同年代の生徒との関わりを持つことによって学習等への動機付けが図られている。

## (2) 学習内容の変更・調整と指導上の工夫【※合理(1)－1－2】

A中学校では対象生徒がなるべく他の生徒と同様の学習内容を習得することができるよう、各教科の指導において以下に示す観点で様々な配慮や工夫が行われている。

- a. 学習環境・学習方法
- b. 学習を進めるにあたっての工夫
- c. テスト作成上・実施上の工夫
- d. 評価の方法

以下、教科指導における a～d に該当する具体的な観点を述べる(教科によっては a～d の全ての該当例記述がないところがある)。



写真2 別室におけるテストの実施

### ①全教科に共通する内容

- a. 学習環境・学習方法
  - ・教室では机上灯を用いて手元を明るく照らすこと。
  - ・教科書は拡大教科書を用いること。
  - ・プリント類の教材は予め拡大版を作成しておくこと。
  - ・問題集は拡大版が作られていないため、その時間に支援を行っている教師が読み上げて学習を行うこと。
  - ・画数が多く見えづらい漢字は、支援の教師が大きく書いたり、指でなぞりながら口頭で説明すること。
- b. 学習を進めるにあたっての工夫
  - ・教科の特性等に応じて、対象生徒が可能な手段や方法(例えば、視覚障害を補うために触覚を有効に活用させる等)を用いて柔軟に指導を行うこと。
  - ・安全面を優先して指導を行うこと。
- c. テスト作成上・実施上の工夫
  - ・実施時間は他の生徒の1.5倍の時間を確保し、別室で受験させること(写真2)。
  - ・全てのテストは拡大版を作成し、拡大読書器を用いて見せること。(B4判→A3判、B5判→B4判)
  - ・テスト用紙は必ず上質紙を用いること。(上質紙を用いることで文字と背景とのコントラスト差が大きくなり、文字がより見やすくなるため。)
  - ・図中に矢印を示す場合は、矢印の線が図の一部と重ならないようにすること、また、矢印は図から離れた位置にではなく直近に示すこと。(図と矢印の線が重なると、矢印の線と図形の一部としての線の区別がつきにくくなるため。)
  - ・問題用紙の右肩に28ポイント程度の大きさにページ番号をつけること。(素早くペ

ージ番号を確認することができ、より迅速に問題を解くことができるため。)

- ・解答欄は余裕を持って横に長くとするようにすること。(拡大読書器で見ながら文字を書くことから、回答欄が小さいと書ききれなくなるため。)
- ・解答をする場合は、文字や数字に○印や×印が重ならないように配慮すること。(答案の文字上に○×をつけるのではなく、問題番号の下につけること。回答に○や×が重なると自分の回答を読むことの妨げになるため。)

d. 評価の方法

- ・可能な限り、他の生徒と同じテスト等と評価規準で評価すること
- ・視覚障害に起因する困難さにより対象生徒が達成できない学習内容については評価対象とはしないこと

②国語

c. テスト作成上・実施上の工夫

- ・長文中の下線部に記号がついている場合は、その記号を探すことが困難となるため枠外に記号だけを抜き出しておき、枠外に書かれた記号を見ることによって、どのあたりに文中の記号が書かれているかを見つけやすくしている。

d. 評価の方法

- ・他の生徒と同じテスト等と評価規準で評価している。

③社会

a. 学習環境・学習方法

- ・日本地図、世界地図ともに白地図に記入することは困難であるので、対象生徒には行わせていない。

b. 学習を進めるにあたっての工夫

- ・通常の白地図に記入することが困難であることから、書くとその部分が立体的に浮き上がるペン(もこもこペン)で地図の国境部分を描き、その上を指でなぞらせることによって国の地形を認識させている。
- ・山脈などの地形は立体地球儀を触らせてその特徴を理解させるとともに、世界地図全体のイメージを把握させている。
- ・教科書の読みに関しては、3年生になってから他の生徒と同様に指名して読ませているが、他の生徒と同様にできている。

d. 評価の方法

- ・他の生徒と同じテスト等と評価規準で評価している。

④数学

b. 学習を進めるにあたっての工夫

- ・関数の座標や図形の学習においては、視覚的なイメージを補うために分かりやすく丁寧な表現を用いて説明することにより、理解を深められるようにしている。

d. 評価の方法

- ・基本的に他の生徒と同じテスト等と評価規準で評価しているが、グラフと座標に関しては別に評価規準を設けている。

⑤理科

a. 学習環境・学習方法

- ・実験は4人一組の班単位でテーブルの上で行っているが、用具の準備や危険を伴わない部分を意図的に実施させている。
- ・観察して模写をさせる場合は、触って理解したり本人なりに見える範囲で図を描かせたりしている。
- b. 学習を進めるにあたっての工夫
  - ・支援に入っている教師が安全面の確保を行うようにしている。
  - ・顕微鏡による観察はできないため、同様の内容を写真で見せて確認できるようにしている。
- d. 評価の方法
  - ・他の生徒と同じテスト等と評価規準で評価している。

#### ⑥音楽

- b. 学習を進めるにあたっての工夫
  - ・教科書の楽譜や歌詞は小さくて見えないために、暗譜をさせたり聞いて歌詞を覚えさせたりしている。
- d. 評価の方法
  - ・他の生徒と同じテスト等と評価規準で評価している。

#### ⑦美術

前述したように、美術は対象生徒が他の生徒と同様の学習内を行うことが困難な学習内容が多いため特別支援学級において通年の個別指導を実施している。

- a. 学習環境・学習方法
  - ・特別支援学級において美術のテスト前にその範囲のプリント学習を行い、理解を深めさせている。
- b. 学習を進めるにあたっての工夫
  - ・テスト前のプリント学習でプリント中の図などについて説明を加えて視覚情報を補いながら学習を進めている。
- c. テスト作成上・実施上の工夫
  - ・テストは拡大したものを拡大読書器で読むようにさせている。
  - ・鉛筆によるデッサンなどの実技問題については、対象生徒用の別問題を用意している。
  - ・写真に描かれている三角錐に関する設問では、写真に写っている三角錐の頂点と回答欄の三角錐の図の頂点に、それぞれ予め点をつけておき両方を対応させやすい工夫を図っている。
- d. 評価の方法
  - ・通常はテスト3割、実技7割で評価を行っているが、対象生徒の場合は実技の実施が困難な場合が多いことから、テストの点数のみで評価している。

#### ⑧体育

- a. 学習環境・学習方法
  - ・他の生徒と同様に実施できる始業時のランニング、準備運動、トラック走等と一緒にやっている。
  - ・他の生徒と同様に実施できない球技等については、支援に入っている教師と一緒にできる内容を工夫して実施するようにしている。

b. 学習を進めるにあたっての工夫

- ・バスケットボール：支援に入っている教師とパスの練習を行う。
- ・走り幅跳び：助走ラインに白線を引き、踏切ラインとT字で交わらせて見やすくなるように工夫している。
- ・走り高跳び：基準の高さを他の生徒より低く設定している。
- ・水泳：独力で泳ぐことはできるが、危険がないように支援に入っている教師がプールサイドを併走しながら見守っている。
- ・バレーボール：支援に入っている教師と2人でオーバーハンドパス、アンダーハンドパス、アンダーハンドでのサーブ練習を行っている。実際のゲーム時にはサーブだけ参加し、後のゲーム中はコート外の空いているスペースでサーブ練習を行っている。
- ・ソフトボール：投球練習やゴロの捕球練習を行っている。
- ・器械運動：跳び箱の助走は数歩にして、ロイター板を踏みやすいようにしている。マット運動は他の生徒と一緒にやっている。
- ・剣道：型の練習時には他の生徒と同様の内容を実施している。打ち合いの練習には参加していない。

c. テスト作成上・実施上の工夫

- ・筆記テストには図が多く含まれているが、テスト監督に入った教師が担当教師の指示を受けて、補足説明を行ってから回答させている。

d. 評価の方法

- ・特別な評価方法はとっていないが、常に一生懸命に取り組んでいるので結果的に平常点が良くなっている。

⑨技術

b. 学習を進めるにあたっての工夫

- ・木材加工では、切ろうとする木を予めクランプで固定して動かないようにしてから切るように指導した。また、切る時にはのこびき用治具（写真3を参照）を使用した。
- ・電気実習では支援担当の教師がはんだ付けの支援を行ったが、はんだ付けの後に飛び出た銅線をニッパーで切り取る作業は対象生徒が行った。また、ドライバーによるねじ止めも自分で行った。



写真3 のこびき用治具とクランプ

- ・実習とは別に、放課後に基盤へのはんだ付けの練習を技術担当の教師と一緒にやった。その際、細かい部分が見て分かるように拡大読書器を用いて行った。
- ・パソコンの授業では Windows の拡大鏡を使って画面を見ている。タッチタイピングは非常に速く行うことができる。

c. テスト作成上・実施上の工夫

- ・製図の問題はB4判の画用紙に外形だけを描かせる出題とした。

d. 評価の方法

- ・製図の評価規準以外は他の生徒と同じテスト等で評価を行っている。

#### ⑩家庭

##### b. 学習を進めるにあたっての工夫

- ・調理実習はいちご大福作りを行ったが、包丁や火気を用いる内容ではなかったため、特に困難な内容はなかった。
- ・裁縫は手縫いの実習を行ったが、支援に入った教師が縫う部分の1ミリ外側をしつけ糸で縫っておくことで、一人で実施することができた。

##### c. テスト作成上・実施上の工夫

- ・裁縫道具や調理器具の名称を問う問題ではプリント中の写真ではなく、実物を持ち込み実際に触らせてから回答させた。

##### d. 評価の方法

- ・他の生徒と同じテスト等と評価規準で行っている。

#### (3) 情報・コミュニケーション及び教材の配慮【※合理(1)－2－1】

上述したように情報保障という視点からは拡大教科書及び拡大読書器の使用を通して近見の文字や図形等の視覚による認識は十分に保障されている状況であった。しかし、網膜色素変性症は進行性の眼疾患であり、視力等の視機能は徐々に低下している状況である。以前は利用することができていた遠くを見るための単眼鏡を現在では使用できなくなっている。しかし、対象生徒が学習を進めていく際には、板書事項等の遠くにある視覚情報で重要なものは多い。

これをふまえ、交流及び共同学習を行う際には授業者の他に支援担当者を別個に割り当て、基本的に全ての時間において通常の学級における支援を実施している。

なお、対象生徒は高等学校入学後にC特別支援学校の支援を受けながら本格的に点字による学習を行っていく予定となっている。

#### (4) 専門性のある指導体制の整備【※合理(2)－1】

授業中の支援担当者の配置については、共生社会を目指し可能な範囲で支援を行っていかねばならないとする学校長のリーダーシップが遺憾なく発揮された結果であると言える。あわせて、弱視特別支援学級担任がA中学校の教職員に対して障害のある児童生徒に対する教育と支援、特に視覚障害のある児童生徒への支援について積極的に情報発信を行った結果、共通理解が進み、上述したような授業担当者以外の教師による支援が実現したと考えられる。

また、学習内容の変更・調整と指導上の工夫については、C視覚特別支援学校の地域支援担当教員が具体的な相談や支援に応じた結果、実施されているものである。

#### (5) 教職員や保護者の理解推進を図るための配慮【※合理(2)－2】

対象生徒の校内支援等に関する理解推進について弱視特別支援学級の担任が果たしている役割が非常に大きいと考えられる。毎時間の教師による支援や学習内容の変更・調整の具体的な取組から、必要な支援の共通理解を深めるだけでなく、理解推進を図る成果も得られている。地道で継続的な取組の成果に追うところが大きいと考える。

前述した学年集会での説明や視覚障害に関する理解推進に加えて、日々の学習や支援が円滑に実施されるように、以下の取組が行われている。

#### <学級通信の発行>

弱視特別支援学級在籍の対象生徒は、知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級在籍生徒と共に活動する機会がある。学級通信はそれらの活動内容を紹介するために月に1度の割合で発行されている。

#### <連絡プリント>

連絡プリントは保護者向けの通信で、毎日作成され学級全員に配布されている。通信ではその日に実施した時間割に沿って学習内容が補助者となった教師によって記入される。また、翌日の時間割と連絡事項等を記入するようになっている。

### 4. 取組の成果と課題

A中学校における視覚障害のある生徒への様々な支援に関して、インクルーシブ教育システム構築という視点で意義深いのは、単に支援員や補助員を配置して対応しようとするのではなく、特別支援学級担当者が中心となり、その時間に指導のない教師を全て交流及び同学習における支援担当者として割り当て、着実に実施していることであると言える。このことにより、当該生徒に必要な合理的配慮が教師間で共通理解されている点で、非常に意義深い実践であると考えられる。A中学校のこの方法が最善の方法であるか否かの評価は別として、合理的配慮という視点に立てば非常に理にかなった方法であると言える。

また、教育内容の変更・調整という視点からは、定期考査等に関する実施やその評価に関する配慮を含めて視覚障害のある児童生徒への配慮に関して、全ての教科における配慮や工夫がなされている点は、今後の実践に大いに資する内容である。

次に課題についてである。本生徒の指導に当たっては、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮がなされているが、これは「自立活動」の内容と捉えることができる。対象生徒は特別支援学級の在籍であることから、特別支援学校の教育課程を参考にして自立活動を設け、系統的に指導することが望まれる。対象生徒の視覚障害の状態等を考慮すると、今後は学習手段として点字を用いることや白杖を使つての移動技能の獲得が必要となってくるであろう。高校受験を控えた時期であることから、自立活動の指導を新たに設定することは困難であるようだが、学習内容の変更・調整をふまえながら、対象生徒に必要な自立活動の指導内容を具体的に週時程に位置付けることが望ましい。

### 5. 本事例の考察

本事例について、その成功要因をあげると以下の諸点に集約することができよう。

まず、A中学校において共生社会の形成に向けた意識が十分に高まっているということである。そのことにより学校長のリーダーシップとともに、障害のある児童生徒を受け入れることに対する共通理解が形成され、具体的な配慮もスムーズに行われたものと考えられる。

次に、特別支援学校のセンター的機能にかかる地域支援によって、対象生徒の心理面を含めた指導や助言等が継続的に実施されていることがあげられる。A中学校においては、必要な時に視覚障害教育の指導の専門性を有している特別支援学校による支援を受けるこ



とができるという安心感や即時的な対応が、校内における支援の充実につながっている好例と考えられる。

今後インクルーシブ教育システム構築に向けた取組が進む中で、特に、視覚障害や聴覚障害、身体障害のある児童生徒にとっては、アクセシビリティの保障に関するノウハウを持ち合わせている特別支援学校の果たすべき役割はこれまで以上に重要になっていくものとする。